

〈まずは〇×問題にチャレンジ！〉  
—あなたはどうか考える？ その理由は？—

	〇or×
1 裁判所から債権届出の催告を受けた場合、被担保債権が0でも債権届出を行う義務がある。	
2 本事例において、競売申立されていない農地に設定したJAの根抵当権も確定している。	
3 本事例において、Bに要望された充当を行ってもJAには不利益はない。	
4 本事例のような借用書の条項があれば、裁判所からの配当であっても、Bの要望どおりに行う充当処理に問題はない。	
5 本事例において、Xは妻Yにすべてを任せているので、各種書類へのXの署名をYに代筆させて任意売却を進めて問題はない。	



正解とその理由は33頁

連載

〇×問題で確認

債権管理回収の基礎固め



顧問弁護士

（JAの実務で起こる相談にいつも親身に  
応じている。）



課長

（本店の融資課長。支店を丁寧にフォローしており、問い合わせや相談を多く受ける。）

JAの融資業務における課長の悩みに、顧問弁護士が答える！

官澤綜合法律事務所 所長  
東北大学法科大学院 教授  
弁護士 官澤 里美



1957年仙台市の農家の長男として生まれる。1983年東京大学法学部を卒業し、1986年仙台市で弁護士となる。その後、長年にわたってJAの債権回収、役員責任等の各種相談、法的手続、セミナー等を担当し、JAの健全な経営をサポートしている。現在、弁護士10名が在籍する官澤綜合法律事務所所長。2004年より東北大学法科大学院教授。

！ 債権届出の催告が届いた際の注意

〈解説〉

裁判所からの債権届出の催告について、以前悩んだことがあるのですが、被担保債権が0でも債権届出を行う必要があるのでしょうか？ 配当を受けられるわけでもなく、手間がかかるので放置しようとの意見もあつたのですが……。

他の債権者が競売申立をした不動産にJAが担保設定や仮差押えを行っている裁判所から債権届出の催告が届きますが、債権が0の場合でも民事執行法五〇条一項で届出義務が課せられています。届出をしないと同条三項で損害賠償責任を負うこともあるので、必ず債権届出を行ってください。

JAが配当を受けなくても誰かに損害を与えるようなことはあるのでしょうか？

例えば、JAが一番で抵当権を設定しているものの、被担保債権は0の不動産について他の債権者が競売申立をした場合、JAが0で債権届出を行えば手続きが進行

して配当が行われますが、その届出を行わないと、裁判所はJAの債権が全額存在していることを前提として手続きを進めることになり、競売は無剰余で取り消されてしまうことが起こりかねません（民事執行法六三條二項）。そうすると、申立債権者は手続費用等について損害を被ることにになり、JAは損害賠償をせざるを得なくなるおそれがあるのです。

わかりました。今後は0でも必ず債権届出を行います。

それから、債権届出の催告により競売手続開始を知ることになります。それから二週間で根抵当権が確定する（民法三九八條の二〇第一項三号）ことをJAの関係部署に周知してください。

競売が開始した自宅の根抵当権が確定するだけでなく、農地の根抵当権も確定するのですか？

共同担保の場合は一個の不動産に確定事由が生じれば全部の不動産について確定します（同条の一七第二項）。その後発生する債権は根抵当権で担保されなくなるので注意する必要があります。

今回のお悩み

第8回 債権届出の催告・充当・任意売却の注意点

当JAは、Xに対し、自宅と農地を共同担保として極度額を1,000万円、被担保債権の範囲を消費貸借取引・売買取引・保証取引、債務者をXとする根抵当権を設定し、つぎの2口の融資を行いました。なお、農地の担保設定はJAのみですが、自宅にはJAより先にZ銀行の抵当権が設定されていました。

①平成22年11月12日：元金600万円、利息年5%、損害金年12%、保証人A

②平成23年6月21日：元金400万円、利息年4%、損害金年10%、保証人B

ところが、Xは、事業に失敗して支払不能の状態に陥り、①②ともに延滞により期限の利益を失い、自宅についてZ銀行から競売の申立てをされました。当JAは、裁判所から債権届出の催告を受けて債権届出を行い、平成28年2月24日には裁判所から300万円の配当を受けられる予定となりました。なお、同日時点での債権残高はつぎのとおりです。

①の貸金：残元金350万円、利息15万円、損害金30万円

②の貸金：残元金300万円、利息10万円、損害金25万円

配当金については、Bから「金額が同じであるし、②の貸金の元金に充当してほしい」と強く要望されたので、借用証書の「JAは適当と認める順序方法により充当することができる」との条項によりBの要望どおり充当するつもりです。また、①の債権については、農地を300万円で買いたいという農家がいるので、任意売却と保証人からの弁済で回収しようと思っています。ただ、Xは「後のことはすべて妻Yに任せる」と言い残して行方不明になっており、今後どのように手続きを進めたらよいのか悩んでいます。